

## 平成22年第2回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成22年3月29日（月） 午後2時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○ 会議に付した議件

議第11号 専決処分について（教職員人事の内申について）

議第12号 専決処分について（職員人事の内申について）

議第13号 専決処分について（見附市立理科教育センター運営に関する規則の一部を改正する規定の制定について）

議第14号 見附市嘱託指導主事の委嘱について

議第15号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について

議第16号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について

議第17号 環境教育プロデュース研究指導員の委嘱について

議第18号 見附市立理科教育センター専任所員及び協力員の委嘱について

議第19号 学校眼科医の委嘱及び解職について

議第20号 公立保育園第三者委員の委嘱について

議第21号 公民館長の任命について

議第22号 公民館運営審議会委員の委嘱について

議第23号 社会教育・スポーツ審議会委員の委嘱について

議第24号 見附市子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第25号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第26号 見附市次世代育成支援行動計画の策定について

議第27号 見附市家庭児童相談員の委嘱について

○出席委員（5名）

委員長	加野	邦昭	君
委員	小林	弘武	君
委員	南雲	京子	君
委員	武田	一夫	君
委員・教育長	神林	晃正	君

○事務局出席者

教育総務課長	野水	英男	君
学校教育課長	藤森	進	君
こども課長	星野	隆	君
まちづくり課長	田伏	智	君
学校教育課長補佐	今井	渉	君
こども課長補佐	佐藤	貴夫	君
教育総務課長補佐	小林	誠一	君
教育総務課長補佐	星	正樹	君
教育総務課主査	武石	明彦	君

午後2時00時開会

委員長

只今より、平成22年第2回見附市教育委員会定例会を開会します。

現在の出席委員は5人全員です。

## 委員 長

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 27 条の規定により南雲委員を指名します。

## 委員 長

日程第 2 報告事項 1. 3 月市議会定例会一般質問について、教育総務課長より説明願います。

## 教育総務課長

報告事項 1. 3 月市議会定例会一般質問について報告します。教育委員会に係って 3 名の議員から質問がありました。

小林繁男議員から、①保育園の民営化に関し、現在の保育園の定数、経費負担等について質問され、教育長、こども課長より回答しました。また、②保育園民営化の検討状況について質問され、現在も民営化検討委員会で検討中と回答しました。最後に、③認定子ども園に関して相談、申請があったかについて質問され、1 件の相談、申請があったが、市内保育園全体で定数にゆとりがあるため、要望に応えられないことを回答しました。

佐々木志津子議員からは、①脳脊髄液減少症について県から通達があったか、本件に関する市の認識はいかがか、また、学校並びに保護者への周知の方法について質問されました。この質問に対し、県から通知があり、市でも認識していること、周知は県と連携して実施したいことを回答しました。また、②公立保育園等民営化検討委員会の対応について、保護者に対する説明の必要性、時期について質問され、検討委員会で答申を出した後に検討すると回答しました。

高橋健一議員からは、公立保育園民営化等について質問され、①検討委員会が答申を出した後の市民に対する説明責任について問われ、答申の内容に関わらず市民への説明責任を果たすと回答しました。また、②民営化の方向に関する最終

判断は市民、保護者に委ねるべきでないかと質問されたことに対し、答申内容を尊重しつつ、市民の意見を聞くことも大切であると解答しました。最後に、③子どもの医療費助成について人数制限をなくし、追認を小学6年生まで全員すべきでないかとの質問を受けました。県は平成22年9月から実施するが、市は4月から実施することを説明し、今後はこの結果を踏まえて検討すると回答しました。

こども課長（補足説明）

第5回公立保育園等民営化検討委員会（最終回）を本日午前を実施し、答申（案）をとりまとめました。これから更に内容を精査し、最終稿にとりまとめる予定です。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

報告事項2.平成21年度高等学校進学状況(平成22年3月卒業生)について、  
3.平成22年度新採用・転入教職員面識会の開催について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

報告事項2.平成21年度高等学校進学状況(平成22年3月卒業生)について、  
中学3年生447名のうち、446名が進学し、1名は来年度再受験する予定です。進学の傾向について、長岡、三条方面に分散する傾向が進み、普通高校では長岡方面に81名、三条方面に65名が進学します。専門高校（農、工、商）では、長岡方面に61名、三条方面に45名が進学します。見附高校への進学は減

少傾向にあり、長岡高専への進学は徐々に増えています。私立高への進学は減少傾向にあります。

報告事項3. 平成22年度新採用・転入教職員面識会の開催について、4月13日（火）に実施します。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

報告事項4. 見附市立和楽保育園長の委嘱について、こども課長より説明願います。

こども課長

和楽保育園の園長をしていた和久井猛園長から辞任の要望がありました。夏井充照（こうしょう）氏をご推薦いただき、本人のご了承をいただいたため、見附市へき地保育所設置条例第6条の規定に基づき、委嘱します。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

報告事項5. 民俗文化資料館等の開館について、6. 「見附検定」の結果について教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

報告事項5. 民俗文化資料館等の開館について、愛称を公募した結果「みつけ伝承館」に決定し、オープニング式典を4月20日（火）に開催します。

報告事項6. 「見附検定」の結果について、一般の部の受験者数が81名でした。このうち1級合格者が2名、2級合格者が21名、平均点は69.78点でした。子どもの部では、受験者数が54名、このうち1級合格者が2名、2級合格者が7名、平均点は58.74点でした。

員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委 員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委 員 長

日程第3次に議案ですが、事務局から議第27号「見附市家庭児童相談員の委嘱について」追加の申し出がありましたので、よろしくお願いします。

議第11号 専決処分について（教職員人事の内申について）、議第12号 専決処分について（職員人事の内申について）を議題とします。この議案については、既に専決処分された議案ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きに規定する「人事に関する事件」に該当するものと考え、本議案の審査は非公開にしたいと考えますが、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委 員 長

ご異議なしと認めます。従って、本案の審査は非公開とすることとし、審査を進めます。事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。それでは、提

案理由の説明を教育長にお願いします。

■ ここから非公開審議 ■

教 育 長

教育長より、議第11号 教職員人事の内申について、議第12号 職員人事の内申について、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり、内申することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり内申することに決定いたしました。

■ ここまで非公開審議 ■

委 員 長

ここで、非公開と決定しました議第11号、12号の審議が終了しましたので、これより公開審議となります。

委 員 長

次に、議第13号専決処分について（見附市立理科教育センター運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について）を議題とします。学校教育課長に説

明を求めます。

学校教育課長

見附市立理科教育センター運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、別紙のとおり専決処分しました。改正点は理科センター協力員1名を追加することです。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員長

次に、議第14号 見附市嘱託指導主事の委嘱について、議第15号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について、議第16号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について、議第17号 環境教育プロデュース研究指導員の委嘱について、議第18号 見附市立理科教育センター専任所員及び協力員の委嘱について、議第19号 学校眼科医の委嘱及び解職について の6案件を議題とします。一括して学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第14号 見附市嘱託指導主事の委嘱について、昨年度に引き続き吉田映子氏の委嘱をお願いします。

議第15号 見附市適応指導教室指導員の委嘱について、今年度は新たに牛腸正氏の委嘱をお願いします。また、見附市適応指導教室訪問指導員の委嘱につ

いて、昨年度に引き続き、大高恵美子氏の委嘱をお願いします。

議第16号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について、昨年度に引き続き吉川勝美氏の委嘱をお願いします。

議第17号 環境教育プロデュース研究指導員の委嘱について、昨年度に引き続き大場光夫氏の委嘱をお願いします。

議第18号 見附市立理科教育センター専任所員及び協力員の委嘱について、それぞれ22年度から新たに、舘岡信男氏、土田宗明氏の委嘱をお願いします。

議第19号 学校眼科医の委嘱及び解職について、昭和48年から小林麗子氏よりご尽力いただきましたが、平成22年度から新たに水澤由香氏に委嘱をお願いします。なお、水澤氏は平成22年4月から私立病院隣に眼科を開業します。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員長

次に、議第20号 公立保育園第三者委員の委嘱について議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

本日、追加資料として配布した「保育園における苦情等解決実施要領」第2条第3号の規定に基づいて、保育園を利用する保護者からの意見、要望あるいは苦

情を解決する為、各保育園に第三者委員を委嘱するものです。

委員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委員 長

第三者委員の氏名等は各園に明記してありますか。

こども課長

各園に名簿が掲示されています。

委員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

次に、議第21号 公民館長の任命について、議第22号 公民館運営審議会委員の委嘱について、議第23号 社会教育・スポーツ審議会委員の委嘱について議題とします。一括して、まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

議第21号 公民館長の任命について、北谷公民館の藤崎館長、上北谷公民館の笹井館長が新任で、その他3名は再任です。

議第22号 公民館運営審議会委員の委嘱について、任期満了に伴い、平成2

2年4月から委員を委嘱するものです。このうち、桑原委員、酒井委員が新任で、その他委員は再任です。

議第23号 社会教育・スポーツ審議会委員の委嘱について、任期満了に伴い委嘱するものです。このうち、長谷川委員、力間委員、柴嶺委員、小川委員、江田委員が新任で、その他委員は再任です。

委員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委員 長

江田委員は公募と記載されているが、公募は1名のみですか。

まちづくり課長

若干名を公募し、結果的に1名としました。

委員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

次に、議第24号 見附市子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第25号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第26号 見附市次世代育成支援行動計画の

策定について、議第27号 見附市家庭児童相談員の委嘱についてを議題とします。一括してこども課長に説明を求めます。

こども課長

議第24号 見附市子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明します。今回の改正は18歳未満の子を3人以上有している世帯に対して、現在小学3年生まで助成している制度を、平成22年4月から、小学校卒業までの子どもの医療費助成を拡充する制度改正であります。

議第25号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明します。現行では、カードの有効期限を交付の日から3年間としていたものを、平成25年3月31日としたことで、まちまちだった有効期限を統一することができます。これによって、各店舗において有効期限の確認がし易くなるとともに、管理が容易になる利点があるための改正です。

議第26号 見附市次世代育成支援行動計画の策定については、前回の教育委員会において提示させていただいたものです。

議第27号 見附市家庭児童相談員の委嘱についてご説明します。見附市家庭児童相談員設置に関する規則第4条の規定に基づいて、3名の方を委嘱するものです。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委 員 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。これで平成22年  
第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします

午後2時50分閉会

以上、会議の大要を記載しその内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委 員 長

会議録署名委員